

令和 8 年度笠岡市オープンイノベーション事業 募集要項

笠岡市（以下「本市」という。）では、本市が抱える地域課題の解決を図るため、民間企業等の皆様から、製品、サービス、技術等を活用した課題解決の提案を募集します。採択された事業者には、本市が実証フィールドの調整その他の支援を行いながら、本市を舞台とした実証実験に取り組んでいただきます。

1 趣旨

本市が持つ課題を解決するため、民間企業等からアイデアを公募し、採択された優秀な事業者に対し、本市が支援しながら製品・サービス等を実証することで、実情に適した課題解決策の導入を図り、もって市民サービスの充実及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

この募集は、笠岡市オープンイノベーション事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施します。要領に定めのない事項は、笠岡市補助金等交付規則（昭和 60 年笠岡市規則第 8 号）の定めるところによります。

2 支援対象課題

令和 8 年度の支援対象課題は、次の 2 件です。課題の詳細は、それぞれ別紙のとおりです。

- (1) 課題 1 笠岡湾干拓地における臭気対策（人手不足でも臭気を発生させないスマート畜産モデルの実証）（別紙 1）
- (2) 課題 2 真鍋島遊歩道の草の管理（人手不足でも島の遊歩道を管理し続けられる仕組みづくり）（別紙 2）

提案は、いずれか一の課題を選択して行ってください。複数の課題に提案することを妨げませんが、この場合は、課題ごとに申請書を提出してください。

3 応募資格

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する法人又は個人事業主とします。所在地は問いません。市外・県外の事業者からの応募も歓迎します。

- (1) 実証実験を的確に実施できる組織、人員等並びに技術的能力及び管理能力を有すること。
- (2) 市内での事業展開の意思を有すること。

※本募集において「市内での事業展開の意思」とは、実証実験の終了後において、本

市又は市内の住民、事業者等に対して製品、サービス等を継続的に提供する意思、市内の事業者と連携して事業を行う意思又は市内において販売若しくはサービス提供を展開する意思をいいます。市内に事務所又は事業所を設置することを求めるものではありません。

なお、次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱（平成 25 年笠岡市告示第 23 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する者
- (2) 実証実験の実施に当たって必要な許認可その他関係法令上の規定による要件を欠いている者
- (3) 笠岡市税及び税外収入金を滞納している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援対象として不適当と認める者

4 支援対象事業の要件

次の要件を全て満たす実証実験を対象とします。

- (1) 本市が提示する支援対象課題の解決を図り、又はより豊かで便利な市民生活の実現に資するものであること。
- (2) 新たな産業の創出及び本市の魅力の向上につながるものであること。
- (3) 市が効果的な支援を行うことが可能なものであること。
- (4) 申請日の属する年度内に事業を完了することが可能であると認められるものであること。
- (5) 実証実験の実施により第三者に被害を及ぼす可能性が低いと認められるものであること。

5 支援内容

本市は、採択された事業者（以下「支援事業者」という。）に対し、必要に応じて次の支援を行います。

- (1) 実証実験の実施に必要な市が保有する施設、設備、情報等の提供に係るあつせん
- (2) 地域住民等との調整に関する支援
- (3) 実証実験への参加者の募集に関する支援
- (4) 国、県等への必要な手続及び制度説明等に関する支援
- (5) 広報紙、市ホームページ等を活用して行う情報発信
- (6) 予算の範囲内における補助金の交付

【実証フィールドの取扱い】

実証フィールドは、採択後に本市と支援事業者が協力して調整します。民有地を使用する場合は、土地所有者等の同意が得られないことにより、提案内容の変更又は実施の見送りが生じることがあります。別紙に記載の実証フィールドについても同様です。応募に当たっては、この点を前提とした計画としてください。

6 採択予定件数及び補助金

(1) 採択予定件数 若干数（予算の範囲内）

(2) 支援の区分

ア 補助金の交付を伴う支援 補助金の予算総額は 100 万円です。

イ 補助金の交付を伴わない支援 補助金の交付を希望しない提案も応募できます。

この場合も、5 (1) から (5) までの支援を受けることができます。予算の制約を受けないため、アとは別に採択を行うことがあります。

(3) 補助金の額 補助対象経費に相当する額とし、1 件当たり 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(4) 同一の事業に対して本市又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者には、補助金を交付しません。

(5) 課題ごとの採択件数の枠は設けません。提案の内容により、一の課題に複数件を採択する場合があります。

7 補助対象経費

補助対象経費は、次の経費であって、支援決定のあった日から実績報告書を提出する日までの間に支払を終えたものです。

費 目	内 容
機器等調達・改良費	製品又はサービスの調達に係る費用、改良に係る材料費、手数料、業務委託料等
機器運搬・設置費	実証実験に使用する機器、機材等の運搬費及び設置に係る工事費等
旅費・交通費	支援事業者の所在地から本市までの旅費及び市内の宿泊費（2 名分を上限とする。）
施設等利用料	実証実験に使用する施設等の賃借料及び光熱水費等
報償費	モニター等に対する謝礼
安全対策費	損害保険料及び警備の外部委託に係る費用等（支援事業者の役員又は従業員の人件費を除く。）
広報費	実証実験の広報宣伝に係る資材等の制作費、委託料等
その他	市長が必要と認める経費

次の経費は、補助対象経費となりません。

- (1) 支援事業者の人件費
- (2) 車両の購入費その他汎用性が高く使用目的が補助対象事業に特定できない物の購入費等
- (3) 暗号資産、金券、商品券等による支払経費
- (4) 支援事業者の通常の業務運営に要する経費（事務所賃借料、通常の光熱水費その他これらに類する経費をいう。）

8 募集スケジュール

区 分	日 程
募集開始	令和 8 年 10 月 5 日（月）
質問の受付期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時必着
質問に対する回答の公表	令和 8 年 10 月 26 日（月）まで（準備が整い次第、随時、本市ホームページに掲載します。）
応募（申請）期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時必着
書類審査結果の通知	令和 8 年 11 月 6 日（金）頃
プレゼンテーション審査	令和 8 年 11 月 10 日（火）から 11 月 13 日（金）までのうち本市が指定する日時（オンライン）
支援決定通知	令和 8 年 11 月 20 日（金）頃
実証実験の実施期間	支援決定の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで
実績報告書の提出期限	事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 20 日（土）のいずれか早い日（その日が市の休日に当たるときは、その日後において最も近い市の休日でない日）

※日程は変更する場合があります。変更する場合は、本市ホームページ

（<https://city.kasaoka.okayama.jp/site/openinnovation/>）でお知らせします。

9 事前相談及び質問

(1) 事前相談

提案の作成に当たっては、事前にご相談いただくことを推奨します。実証フィールドの状況、本市が提供可能な情報等について、課題の担当課が説明します。相談を希望する場合は、18 の問合せ先へ電子メールでお申し込みください。日程を調整の上、対面又はオンラインで行います。

(2) 質問

質問は、8 に掲げる期限までに、電子メールにより 18 の問合せ先へ提出してくだ

さい。質問及び回答は、特定の応募者に有利又は不利とならないよう、本市ホームページにおいて公表します。回答は、準備が整い次第、随時掲載します。個別の回答は行いません。なお、提案の具体的な内容の当否に係る事項その他公表になじまない事項については、回答しないことがあります。

10 応募方法

(1) 提出書類

区分	書 類	備 考
必須	支援申請書（様式第1号）	
必須	事業計画書（様式第2号）	
必須	誓約書（様式第3号）	
必須 （法人）	登記事項証明書の写し（法人）	発行の日から3月以内のもの。応募時は写し（PDF）で可とし、採択後に原本を提出していただきます。
必須 （個人事業主）	開業届出書の写しその他事業を営むことを証する書類（個人事業主）	応募時は写し（PDF）で可とします。
任意	製品カタログ、実績資料等の参考資料	10 ページ以内

※市税の滞納の有無は、様式第3号の誓約により確認します。本市に課税実績のある事業者については、庁内において納税状況を確認することがあります。

(2) 提出方法

電子メールに限ります（郵送・持参は受け付けません。）。押印は不要です。件名を「【オープンイノベーション事業応募】〇〇（法人名等）」としてください。添付ファイルの容量は、合計10MB以内としてください。これを超える場合は、あらかじめ18の問合せ先へご相談ください。

(3) 提出期限

8に掲げるとおりです。期限を過ぎた応募は受け付けません。

(4) 留意事項

- ア 提出後、3開庁日以内に受付の返信をします。返信がない場合は、電話にてご確認ください。
- イ 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 提出後の書類の差替え又は追加は、原則として認めません。

11 審査

(1) 審査体制 書類審査は、本市の関係課の職員が行います。プレゼンテーション審査は、課題ごとに、本市の関係課の職員及び外部の有識者（地域の関係者を含む。）が個別に評価を行い、その結果を踏まえて本市が支援の適否を決定します。

(2) 審査方法

書面により応募資格及び形式要件を確認した上で、書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定します。プレゼンテーション審査は、オンラインにより行い、1者当たり30分程度（説明15分、質疑応答15分）とします。

(3) 審査基準

書類審査及びプレゼンテーション審査は、次の審査基準により行います。

評価項目	配点	評価の観点
課題適合性	25	提示した課題の解決に直接資する提案であるか。課題の背景及び地域の実情を的確に捉えているか。
実現可能性	25	年度内に実証実験を完了できる工程であるか。技術の成熟度、実施体制及び資金計画が現実的か。
検証設計	15	何をもって成功と判断するかが明確か。検証項目及び評価指標が具体的に設定されているか。
新規性・優位性	15	既存の手法と比較した優位性があるか。他自治体等における実績又は技術的な裏付けがあるか。
継続性・地域貢献	20	実証実験後の実装及び市内での事業展開の見込みがあるか。地域経済への波及が期待できるか。
合 計	100	

(4) 審査結果の通知

書類審査の結果及び最終の審査結果は、採択・不採択にかかわらず、電子メールにより通知します。採択された事業者には、補助金の額（補助金の交付を伴う場合に限る。）及び条件を記載した支援決定通知書を電子メールにより送付します。審査の経過及び採否の理由に関するお問合せには応じられません。

(5) 支援決定に当たっては、支援対象事業の目的を達成するため必要な条件を付すことがあります。

12 支援決定後の手続

(1) 着手時期 支援対象事業には、支援決定のあった日以後でなければ着手できません。決定前に発注又は支払を行った経費は、補助対象となりません。

(2) 内容の変更等 支援対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき

は、あらかじめ本市の承認を受けてください。ただし、目的の達成に支障を来さない軽微な変更を除きます。

- (3) 実績報告 事業が完了したときは、8に掲げる期限までに実績報告書を提出してください。収支決算書、領収書等の支払を証する書類及び実施状況が分かる写真等を添付していただきます。
- (4) 補助金の支払 実績報告書を審査し、補助金の額を確定した後、支援事業者からの請求により支払います。
- (5) 経理書類の保存 補助金に係る収支の証拠書類は、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

13 実証実験の実施に当たっての留意事項

(1) 安全の確保

実証実験の安全確保は、支援事業者の責任において行っていただきます。事業計画書（様式第2号）に安全対策を必ず記載してください。損害賠償責任保険への加入は応募の要件としませんが、加入を推奨します。加入しない場合は、その理由及び代替の措置を事業計画書に記載してください。安全対策の内容は、審査における「実現可能性」の評価の対象となります。

(2) 事故等の報告

実証実験の実施に伴い事故その他の損害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに本市へ報告してください。

(3) 第三者に生じた損害

実証実験の実施に伴い第三者に生じた損害については、支援事業者がその責任において対応するものとし、本市はその責めを負いません。ただし、本市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

(4) 法令等の遵守

実証実験の実施に必要な許認可、届出等は、支援事業者の責任において取得又は履行してください。

(5) 個人情報の取扱い

実証実験において個人情報を取り扱うときは、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年笠岡市条例第1号）その他関係法令を遵守し、適正に管理してください。

14 知的財産権及び秘密保持

- (1) 実証実験の実施により生じた発明、考案、著作物その他の知的財産に係る権利は、原則として支援事業者に帰属します。ただし、本市が成果を公表し、又は普及を図るために必要な範囲において、本市はこれを無償で利用することができます。
- (2) 支援事業者は、実証実験を通じて知り得た本市の非公開情報を、本市の承諾なく第三者に開示し、又は実証実験以外の目的に使用してはなりません。実証実験の完了後も同様です。

15 成果の公表

- (1) 本市が実証実験の成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これにご協力いただきます。
- (2) 本市は、支援事業者の名称並びに支援対象事業の取組内容及び成果について、支援事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することがあります。

16 支援決定の取消等

次のいずれかに該当すると認めるときは、支援決定又は補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援決定又は補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本市の指示又は指導に従わないとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は応募できない者に該当することが判明したとき。
- (4) 支援対象事業が要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 事故等により、支援対象事業が実施又は継続できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

17 その他

- (1) この募集要項に定めのない事項は、要領及び笠岡市補助金等交付規則の定めるところによります。
- (2) 応募書類は、笠岡市情報公開条例（平成 10 年笠岡市条例第 13 号）に基づく開示請求の対象となります。開示・不開示は同条例に基づき個別に判断し、開示することにより法人等の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報は、同条例第 6 条第 2 号の規定により開示しないことがあります。該当すると考える箇所がある場合は、あらかじめその旨を明示してください。開示請求があった場合は、必要に応じて意見を伺います。
- (3) 本市は、応募書類を審査以外の目的に使用しません。

18 問合せ先

担当課	笠岡市政策部企画政策課
所在地	〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
電話	0865-69-2110
電子メール	open-innovation@city.kasaoka.lg.jp
ホームページ	https://city.kasaoka.okayama.jp/site/openinnovation/
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）